

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十二号

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「課長補佐」を「職員給与室長」に改め、同表の四の項中「管理係長」を「企画調整係長」に改め、同表の十五の項中

広島県広島港湾振興事務所	総務課長	次長
--------------	------	----

を

広島県広島港湾振興事務所	総務課長	次長
広島県広島ヘリポート管理事務所	参事	

に改め、同表の十六の項中

広島県立身体障害者更生相談所		
広島県広島ヘリポート管理事務所		

に改める。

別表第二の十の項中

健康福祉局医務課	課長
----------	----

を

健康福祉局医務課	課長
健康福祉局医療政策課	課長

に改め、同表の十八の項中

畜産事務所	所長
家畜保健衛生所	所長

を

畜産事務所の課	課長
家畜保健衛生所の課	課長

に改める。

別表第三の七の項を削る。

別表第四の五の項中

健康福祉局医務課	健康福祉局医務課出納員
----------	-------------

を

健康福祉局医務課	健康福祉局医務課出納員
健康福祉局医療政策課	健康福祉局医療政策課出納員

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。